

**東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 74 号線及び第 170 号線の
都市計画変更案について（都決定）**

1 趣旨

幹線街路補助線街路第 74 号線（以下「補助第 74 号線」という。）のうち、中野区東中野五丁目から中野区東中野四丁目までの約 790m の区間は、令和元年 11 月に東京都、特別区及び 26 市 2 町で策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、概成道路と位置付けられている。

本区間については、都において、都道における道路構造の技術的基準に関する条例（以下「道路構造条例」という。）等に基づき、現況幅員や安全かつ円滑な交通の確保状況など、地域の実情を踏まえた評価が行われた。

その結果、当該区間の幅員は道路構造条例等の規定する要件を満たしており、安全かつ円滑な交通が確保されていることが確認されたため、現道に合わせた都市計画変更を行うものである。

また、幹線街路補助線街路第 170 号線（以下「補助第 170 号線」という。）のうち、補助第 74 号線との交差点における隅切りについて、道路構造条例等を踏まえ、その必要性を検証した結果、当該交差点の隅切りについては、一部区域変更により縮小するものである。

2 都市計画変更の概要（資料 4－2、3）

（1）補助第 74 号線

幅員の変更：20m → 15m（東中野五丁目から東中野四丁目までの約 790m）

（2）補助第 170 号線

区域の変更：上落合一丁目、上落合二丁目、東中野四丁目及び東中野五丁目各地内

3 今後の予定

令和 8 年	8 月 4 日	意見照会回答期限（区→都）
	9 月 8 日	東京都都市計画審議会
	10 月	都市計画決定